

平成26年1月16日

会計検査院 本田担当

FAX03-3593-2530

田村厚生労働大臣 (保険局保険課、国保課)

FAX03-3504-1210

高橋北海道知事 国保運営グループ

FAX011-232-1037

町田市国保年金課 中村課長

FAX050-3101-5154

損保自動車損害調査部署各位

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

TEL011-784-4046

FAX011-784-5504

@人身交通事故治療、賠償は、司法犯罪基準、赤本世界のみしか通されない、が日本の不文律ですが”この犯罪賠償を通す為の、債務負存在確認訴訟は、赤本世界以後の、診療録偽造、公金詐欺事実証拠です、何故この裁判事件に必須の、公金詐欺を調べないのですか”

1、昨日私は、北海道庁国保運営グループに出向き「平成17年9月12日発生、私が一方的被害者の、人身交通事故での、人身賠償恐喝、詐欺踏み倒し証拠である、アメリカンホーム、成田教子弁護士の訴状、橋本修裁判官の判決文、私の交通事故治療一年分の診療録原本を、コピーさせました」

2、この交通事故の診断、賠償は「事故から100日しか、交通事故受傷と認めない、との、赤本、司法犯罪診断通りを、判決で下しまして”自由診療録を、101日目以後、国保診療録と偽造して、残りの医療費を、国保事業で、詐欺給付するので、実行せよ”と、札幌市国保課から、主治医と私へ指示が出て居ました」これが、人身交通事故、赤本、司法犯罪診断、賠償確定後の、定番犯罪ですから、主治医は、どう言う理由か、この犯罪を、私の場合、しなかったそうですが、普通は、常にこれが果たされています。

3、つまり「人身交通事故賠償犯罪制度では”債務負存在確認訴訟の、訴訟資料から、調べれば、債務負存在確認訴訟を起こす、損保、共済、顧問弁護士とすれば、赤本、司法犯罪交通事故受傷治療打ち切りに応じず、自由診療で、交通事故治療を続行されている行為を、裁判官に、司法犯罪診断のみを持ち、潰させる仕組みなので”司法犯罪診断、交通事故治療打ち切り判決以後の、交通事故診療録が、過去に遡って、保険者、役人の指示によって、一般傷病健康保険治療診療録に偽造され、医療費の一部が、健康保険、つまり、税金支払いで、填補されて居るのです」

4、ですから「会計検査院は、第三者求償の徹底を言う前に、人身交通事故賠償潰し目的の、債務負存在確認訴訟事件を、調べるべきです”司法犯罪、人身交通事故賠償潰し、司法診断確定後、必須で、診療録偽造、健康保険詐欺医療費給付が行なわれているのですから”この問題は、訴訟記録が、診療録偽造、健康保険詐欺実行証拠と言う、重大な事実証明ですよ」

5、この構図は「町田市が起こしている裁判を調べても、立証出来ます、赤本世界の正しさを主張し、認めて来た法曹権力と行政による、宗教論と進化論裁判ですから」なお、国税査察も、この問題の大筋は、私から伝えられ、検証し、理解していますが、上から調査を止められたままです、国税庁長官に確認下さい。

6、会計検査院と国税には、共に「国を支える、国税の合法を持った徴収の徹底と、国税の合法のみによる使用を果たす責任が有りますが、国税は、犯罪を追認し、税の徴収逃れを恒常化させています”上記の問題だけでなく、遺産強盗司法犯罪制度にも加担して、税の徴収免除を行なっています”」

※遺産強盗司法犯罪制度一死人が出て、相続権者が複数居た場合、公正証書遺言に、遺産の全て、ないし、不動産の全てを、〇〇に相続させる、と記載があれば「この公正証書と、被相続人死亡を記載した戸籍謄本、死人の預金通帳、保険積み立て証券、死人の顔写真付公的機関発行証明書、運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート等を盗み、金融機関、保険会社に出向くと、死人が、正しく自分の金融資産を引き出した、と偽り、金融資産全部を盗んで通せている、法務省は、無条件で、死人所有不動産の名義変更を行なっています」法曹三者、警察庁、法務省が仕切る犯罪です。

；国税は” 死人の所有財産を、こうして盗めば、財産所有権は、泥棒に移ったと扱い、無税処理とさせている” と答えています” 窃盗による利得入手は、課税率100パーセント、ないし、窃盗罪さんを、権利者に返還させ、罰金も科すですが、実際の国税扱いは、こうなっています” 後日、被害者から、この司法、国税ぐるみ犯罪証拠も送ります”

7、会計検査院は、国税と共に、こうした、国家権力犯罪の公認から、正しく認識する責任も負っていますよ、その上で、国税と会計検査院は、合法のみ通す、税の徴収と、合法使用を果たさせなければならないのです。

平成26年1月10日

会計検査院 本田担当

FAX 03-3593-2530

田村厚生労働大臣 (保険局保険課、国保課)

FAX 03-~~5253-1210~~ 3504-1210

高橋北海道知事 (国保審査会)

FAX 011-232-1037

町田市保険年金課 中村課長

FAX 050-3101-5154

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

山本弘明

TEL 011-784-4060

FAX 011-784-5504

@昨年12月20日発生、人身交通事故の治療費を、国保給付しっ放しで公式に通して頂き、事故後100日以後は、交通事故受傷を、一般傷病と、診療録偽造を行わせる、合法回答と、主治医への指示書発行を願います

1、昨年12月20日発生、人身交通事故で、私と娘が、怪我を負い、交通事故受傷の治療を行っている問題ですが「会計検査院、厚生労働大臣は、別紙をご覧の上、次の公文書発行を願います」

(1) 司法犯罪制度を、公式に通す、正しい結果を、今回出して頂きたいので”厚生労働大臣と、会計検査院は、道庁に、この事故の治療は、全て、国保医療費給付しっ放しとせよ、それで、損保の賠償金支払いを減じて、浮かせられた保険支払いの一部を、山本親子の、慰謝料支払いに、一部上乘せされれば良い、これが、日本の人身交通事故賠償絶対制度であるから”との、通知文発行を願います。

(2) 事故後100日を超えた日から”札幌私立病院に転院して、正しく、交通事故受傷の治療から、一般傷病へと、診療録を、公式偽造して頂き(受傷原因を、自宅の除雪で負った怪我、とでもします) 自費三割、国保支払い7割の治療継続とします”ので、上田市長宛てに、この診療録偽造、国保医療費詐欺実行指示書を発行願います” 写しを、私にも下さい、最高裁、最高検察庁にも、写しを渡して下さい、司法犯罪制度ですから、法曹

三者が、公式追認する責任を負っています。

2、以上、正しい司法犯罪制度の実行の為、行うよう求めます”私と娘、私立病院には、司法犯罪の、言い掛かりによる、何時ものような責任が来ないように計らって下さい”

3、なお、損保ジャパンは「上記、日本中で行い、成功している、上記合法であろう犯罪、診療録偽造、国保医療費詐欺は、一切法的根拠が無いので、損保ジャパンと、顧問弁護士が、公式要求は出来ません」と答えています「事故後100日を超える前に、上記指示書発行を願います」

審査請求書

平成26年1月9日

北海道国民健康保険審査会会長 様

審査請求人

山本弘明

次のとおり、審査請求します。

- 1 審査請求人の住所、氏名及び年齢
札幌市東区伏古2条4丁目8番14号 山本弘明 60才
- 2 被保険者証の記号番号（保険給付・被保険者証の交付請求又は返還にかかる場合）
国札ヒ 311-9242
- 3 審査請求に係る処分
国民健康保険法は、不正な行為を偽言治療の場合、一部
- 4 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
適用される事柄確認
- 5 審査請求の趣旨
312号う。
- 6 審査請求の理由
別紙による。
- 7 処分庁の敬示の有無及びその内容
- 8 添付書類
別紙による。

平成26年1月9日

北海道国民健康保険審査会会長 殿

審査請求者

北海道札幌市東区伏古2条4丁目8番14号

山本弘明



@審査請求の理由

1、そもそも、日本の憲法、法律によらない、損害賠償に関わる”司法制度では、第三者行為傷害受傷の場合で言うと、加害者には、被害者に対して、人的被害の結果、発生する、憲法第11, 29条から適用される筈の、賠償債権、債務は、発生を逃れる、と、慣習であるが、絶対の不文律で、強制力を持ち、通されているのが現実である”

2、従って、交通事故受傷、労災適用受傷、学校側責任受傷の場合”第三者行為傷害治療履歴は、一般傷病と偽造作成し、加害側の賠償債務発生を消し、医療費自己負担分は、被害者負担とし、後の治療費は、健康保険詐欺給付しつ放し以外、基本認めぬ不文律となっている”これは、法曹三者、警察、国、地方自治体、保険者がでっち上げ、被害者に強要させている制度なので、そちらが、十分承知なのは、公開された事実である。

3、この制度に倣い、私は、昨年12月20日発生、車同士の人身交通事故に於いて”勤医協中央病院での、交通事故受傷の治療で、正しく、交通事故の怪我は、積極的に健康保険を使い、健康保険医療費給付しつ放しを、保険者が、これを常として下さり、損保による、賠償保険金支払額を圧縮し、圧縮分の一部を、被害者の私への、慰謝料支払い増額分に当てる制度”を申し出て、了解され、国保から、医療費7割を、支払いっぱなしされる制度を採ったのである「この、正しい制度を、交通事故治療が認められる、基本100日分まで、先ずは認めるとの回答を求めた審査請求である」

4、この交通事故治療が、事故日から100日を越えた後は「正しく、診療録を、交通事故受傷治療から、一般傷病へと、偽造切り替えを行い、加害者の賠償債務根拠を消し、自費三割、国民健康保険七割治療に切り替えるので、これも、正しく強制されている制度と、公式回答を、念の為求める。

5、平成17年9月12日発生、私が一方的被害者の交通事故の時は、別紙文書平成19年8月30日、加害側民事訴訟準備書面、及び、今年一月八日付、算出機構宛文書に有るとおり、事故日から100日で、交通事故受傷は消えた、との、司法犯罪診断制度も適用され、この司法犯罪診断絶対制度を受け入れない、私と主治医に対して、賠償つぶし目的を持ち、数多くの国家権力テロ被害を受け続ける仕儀となった事実も有るし、自賠責損保、日本興亜損保は、岩本勝彦弁護士を、国交省代理として出し”私に対して、損保が、一部でも、医療費を出したから、あんたは、交通事故の怪我の治療が出来たんだよ、損保が医療費を出さないとすれば、交通事故被害者は、自費と健康保険で、交通事故治療を行うしか無いと、決まっているんだから”と、司法犯罪人身交通事故賠償制度の正しさを、国として諭した事実も存在している。

6、別紙、町田市が起こした、交通事故の怪我の治療費を、国保から立替給付し続けている、公金の返還を求めた訴訟でも”別紙、あいおい側準備書面、平成23年一月二十七日付でも、あいおい損保顧問弁護士、東京地裁民事27部裁判官は、医師法、国民健康保険法は、適用不要、赤本、判例が絶対、と、公式に主張し、通しに走っている事実が有るし”労災事業も、症状固定なる、医学とは全く懸け離れた、行政犯罪診断を持ち、診療録を、労災適用から、一般傷病へと偽造切り替えさせて、健康保険給付しっぱなしと、自己負担治療と、強制力を持ち、行わせている事実が有る事も、承知の通りである。

7、平成20年10月21日に発生した、こちらが信号待ちしていて、追突された、人身交通事故の治療では、私が、治療の途中で、交通事故治療を、国保と自費治療として、加害側損保、三井住友に求償瀬よ、と求めたが、札幌市国保は拒み、公金詐欺犯罪者にされるので、私が、一部支払ったが、一旦受け取った、国保交通事故治療医療費給付金を、札幌市は、供託した、とか通告して来たし、国保審査会も、これを公式認定済みである、交通事故治療費は、国保を含む、健康保険事業で、給付しっ放しが正しい日本の制度で、これ以外認められていないのである「別紙、今月9日付文書で、今回の人身交通事故の治療は、国保にて7割給付しっぱなしとし、私への、慰謝料額加算を果たす事を、損保、顧問弁護士も、公式に働き掛けて下さるよう、求めた文書である」別紙は、今回の事故状況調査書である。

8、平成14年11月6日、私の息子が、ひき逃げ被害に遭い、私が加入していた、東京海上任意自動車保険、人身傷害特約を使うとした結果”必ず国保を使用し、医療費7割を、給付しっ放しとし、損保の保険支払いを減じなければならぬ、と、東京海上、東警察署刑事二課、阿部警部補から強要され、国保使用も、人身傷害使用も取り止めた事実が有る”この、国保詐欺使用絶対制度は、別紙、東京海上内部文書「東損二部からこんにちわ」「東損部からこんにちわ」に、正しく、人身傷害使用の場合は、必須で、健康保険を使用しなければならない、ほぼ全ての医療機関が、この制度を、正しく使うとなった」と記載されても居る。

9、こうした「一部のみの事実を鑑みても”人身交通事故受傷の治療は、健康保険を積極的に使用し、医療費を給付しっばなしとし、損保、共済の、保険金支払いを減じて、被害者に、公金詐欺給付金額の一部を還元させる、正しい制度の踏襲以外、日本の国家権力として、認めないのが事実である”」この、正しい国保医療費給付しっ放し、交通事故治療記録の、正しい偽造切り替え制度を、改めて、正しい制度と認めるよう求める。